

佐賀県告示第七号

児童福祉法第五十六条の規定に基づく負担金徴収等規則第三条第一項に規定する徴収金基準（昭和六十三年佐賀県告示第四百四十号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年一月十三日

佐賀県知事 中 川 康

表一の標第5の(3)中「第5条第5項、第6項、第13項、第14項及び第15項」を「第5条第6項、第7項及び第14項から第16項まで」と改め、同表の標第9中「第5条第7項」を「第5条第8項」と改め、

表四の標第2中「及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」を「、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律及び控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて（平成23年7月15日付け雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」と改め、